

会議録	
開催日時	平成 30 年 2 月 27 日 (火) 10 : 30 ~ 11 : 30
開催場所	菰野町役場 6 階 601 会議室
出席者	委員 10 名 (欠席 : 3 名) 町長 事務局 5 名
事項	新委員の紹介 挨拶 付議 : 『一般廃棄物処理施設の敷地の位置』について
〈質疑、応答〉	
事務局	<p>本日は、公私ともお忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、只今から菰野町都市計画審議会を始めさせていただきます。初めに本日は急遽都市計画審議会を開催させていただきましたこと、この場をお借りしてお詫び申し上げます。ここで、委員の出席状況を報告させていただきます。〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員につきましては、本日所用によりご欠席となっております。</p> <p>本日の案件は、「一般廃棄物処理施設の敷地の位置」についてです。ご審議の程よろしくお願いいたします。それでは、事項書に沿って進めてまいります。</p> <p>事項書第 2、新委員の紹介です。今回、3 名の委員に変更がございました。新たに当審議会の委員になられた方々をご紹介します。町政モニターの佐々木義幸委員でございます。菰野町観光協会会長の辻智幸委員でございます。菰野町農業委員会会長の松岡良成委員でございます。皆様、今後もよろしくお願いいたします。</p> <p>事項書第 3、挨拶。初めに菰野町都市計画審議会丸山会長からご挨拶をいただきます。</p>
会長	<挨拶>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、石原町長よりご挨拶を申し上げます。</p>
町長	<挨拶>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>石原町長はここで退席させていただきます。</p> <p>会議に入る前に本日の審議会の議事録作成のために録音をさせていただきますことを予めご了承いただきます様よろしくお願いいたします。</p> <p>資料の確認でございますが、事項書、付議書のコピー、議案第 1 号、資料 1、資料 2、審議会委員名簿、パンフレットはお揃いでしょうか。</p> <p>それでは、これより会議に入ります。</p> <p>会議の議長は都市計画審議会条例第 7 条の規定により、会長に行っていただくことになっております。それでは、会長よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>本日の出席委員 (10 名) が定足数に達しておりますので、菰野町都市計画審議会条例第 8 条第 2 項の規定により会議は成立いたしましたので、これより会議を開きます。</p> <p>まず、事項書 4、議事録署名者の指名です。本日の会議録署名者の指名をさせていただきます。廣田直己委員と松岡良成委員を指名いたします。よろしくお願</p>

事務局	<p>す。</p> <p>続きまして、事項書 5、付議。</p> <p>本日の案件は建築基準法第 51 条ただし書きの規定による一般廃棄物処理施設の敷地の位置についてです。最初に事務局から説明を求め、その後、皆様から質問や意見等をいただき、お諮りをします。</p> <p>事務局、説明をしてください。</p> <p>議案第 1 号、一般廃棄物処理施設の敷地の位置について、議案書に沿って説明させていただきます。</p> <p>建築基準法第 51 条において、都市計画区域内で卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、廃棄物処理施設等を新築又は増築する場合は、原則として、都市計画においてその敷地の位置が決定していなければなりません。しかし、民間が行うものは事業の恒久性が担保されないことから、都市計画決定という制度がなじまないため、建築基準法第 51 条ただし書き許可をもって敷地の位置を決定し建築を行う場合がほとんどであります。建築基準法第 51 条ただし書き許可を行う場合は、都市計画審議会の議を経る必要があり、産業廃棄物処理施設は都市計画法において都道府県が定める施設、一般廃棄物処理施設は市町村が定める施設に当たり、今回菰野町都市計画審議会に付議させていただいた次第であります。</p> <p>当該施設は、株式会社三重菰野グリーンリサイクルが菰野町大字千草字中央畑 5141 番地の 3、敷地面積 6,304.74 m²の土地において、平成 16 年の会社創業以来、木くずの破砕、堆肥化施設の許可を取得し、一般家庭から排出される草や剪定木、三重県や県内近隣市町の公共事業に伴い発生した伐採木等を破砕及び堆肥化し、堆肥やマルチング材等への再資源化に取り組んでおります。</p> <p>この度、既存の一日当たりの処理能力が 87t の破砕機の老朽化に伴い、一日当たりの処理能力が 141.32 t の破砕機を新たに導入し、入れ替えを行うこととしました。しかし、一般廃棄物処理施設については建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき、一日当たりの処理能力が 5t 以上の場合許可が必要となることから、一般廃棄物にかかる建築基準法第 51 条ただし書き許可申請がなされたものであります。現施設においても一日当たりの処理能力が 87 t であることから、建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき許可が必要となるのですが、創業当初に申請を失念していたことが特定行政庁である三重県との協議中に発覚しました。そのため、申請者は既に三重県から行政指導を受けております。</p> <p>建築基準法第 51 条、及び同法施行令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、都市計画法につきまして、資料 2 にまとめさせていただいております。</p> <p>破砕機の処理能力が当初の 87 t から今回入れ替えるものは 141.32 t と大きく増えておりますが、これは機械の能力の算出方法が変わったためであり、破砕機の能力自体、ほぼ変わっておりません。</p> <p>① 上位関連計画及び周辺建物状況等における土地利用について説明いたします。</p> <p>資料 1 の 1 ページ、2 ページも併せてご覧ください。申請敷地は千草工業団地内に位置し、用途地域は工業専用地域であります。菰野町都市マスタープランの地区別構想におきましては、千種地域に位置し、今後も周辺環境に配慮した工業街区の維持・形</p>
-----	--

成に努めることとなっております。西側で国道 306 号、北側で町道岡 34 号線に接道しております。

次に、②施設計画でございます。資料 1 3 ページも併せてご覧ください。

敷地内には、事務所のほか、製造した堆肥を保管するための貯蔵庫や、製造したチップを保管するための倉庫があります。また一般廃棄物ヤード、産業廃棄物ヤード、ふるい分け機稼動ヤード、破碎機稼動ヤード、チップ仮置ヤード、発酵ヤードを配置し、必要十分なスペースが確保されており、現施設の規模・用途に変更はありません。

資料 1 の 4 ページの施設が今回既存機械と入れ替えて導入される破碎施設であります。

続いて、③事業計画でございます。

受け入れの際には、搬入車をトラックスケールで計量したうえで、それらをバックホーにより産業廃棄物と一般廃棄物の仮置ヤードに集積し整理しております。また、手作業によりビニール等の異物の除去を行い、処理能力を超える受け入れは行っておりません。当該施設は作業員 4 人により、午前 8 時から午後 5 時までの 1 時間の休憩時間を除いた 8 時間操業しております。このうち、1 日 3 回の破碎機の点検、準備や後片付けを勘案すると、実操業時間は 5 から 6 時間あります。操業に当たり、万一の火災や強風時の資材等の飛散等、非常事態に備え、「緊急時マニュアル」を作成しております。

次に、④周辺環境に関する影響でございます。

騒音についてでございますが、当該敷地は、工業専用地域にあるため、三重県生活環境の保全に関する条例において、騒音及び振動の規制はかかりませんが、最大の騒音の測定値は 68dB であり、最大の振動の測定値は 28dB であることから、一般的な工業操業のレベルであります。デシベルの単位が議案書で誤っておりました。正しくはスモール d ラージ B です。訂正いたします。

粉塵についてでございますが、破碎機に散水装置を設置しているほか、乾燥路面への散水を行っており、毎秒 5 メートル以上の強風時には作業を中止しております。これら騒音や粉塵につきましては、敷地外周に設置した高さ 3m の壁により軽減されております。

悪臭につきましては、悪臭の元となる嫌気発酵状態を避けるため、最低週 1 回の頻度で芝・草・剪定枝葉の切り返しを行うほか、それらの仮置きは 2 週間以内とする等、悪臭の発生防止に努めております。また、悪臭防止法に基づき、事業場全体が特定悪臭物質の規制基準値内に管理することが定められておりますことから、規制基準を遵守しております。

汚水につきましては、堆肥化の過程で発生するため、一部は蒸発し、残りは全て敷地内に設置した貯水槽において管理し、堆肥発酵促進水として循環利用しております。沈殿の汚泥は汲み取りのうえ廃棄処分しております。

さらに、申請者独自の取り組みによって、水質検査、臭気の検査を年 1 回、行っております。

続いて、⑤搬出搬入路でございます。資料 1 の 5 ページも併せてご覧ください。

搬入・搬出は、いずれも敷地北側の町道岡 34 号線から敷地内で出入りすることとな

	<p>っております。搬入する草・芝・剪定枝葉の量は、一日当たり約 20 t、4 t 車に換算すると 5 台程度であります。実際には乗用車、軽トラック等の個人車で搬入するため 70 台程度であります。また、搬出する堆肥やマルチング材は、一日当たり約 14 t、3 t 車や 2 t 車により 7 台程度であります。さらに、午前 8 時から午後 5 時までの間は 1 名の作業員が、搬出入車両の適切な誘導にあたることとし、周辺交通に配慮しております。なお、搬入路等沿道には人家は無く、通学路にも指定されておりません。</p> <p>続いて、⑥関係法令の手続きでございます。</p> <p>平成 17 年に当時の三重県北勢県民局生活環境森林部と協議を行い、支障がないと判断されており、平成 17 年 8 月 3 日に一般廃棄物処理施設設置許可、平成 20 年 3 月 3 日に一般廃棄物処理施設変更許可が行われております。</p> <p>最後に、⑦地元との協議でございます。</p> <p>地元との協議につきましては平成 17 年創業当時、地元の岡、福松、奥郷及び池底の各区へ説明を行っております。その後現在に至るまで、騒音や悪臭等の苦情など問題は生じていないこと、同等機種の入れ替えということから、今回は地元への説明は行っておりません。しかし、申請者は年 2 回 4 つの区の区長を訪問し、苦情等がないかどうか意見交換を行っており、その中でも問題点は報告されておりません。</p> <p>以上のことにより、建築基準法第 51 条の「その他政令で定める処理施設」として、その敷地の位置が、都市計画上支障が無いと認められることから、付議させて頂いたものでございます。</p> <p>なお、産業廃棄物についても、建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき、今後産業廃棄物処理施設の敷地の位置について三重県都市計画審議会において審議される予定でありますことを申し添えいたします。</p>
会長 委員	<p>ただ今の説明に質問等がございます方は、挙手の上ご発言ください。</p> <p>まず、位置が妥当かということですが、夏になると悪臭が無いことは無い、というふうに聞いております。私はこの近くに住んでいるわけではないのですが、そういった声が私の耳に届いておるところでありますので、慎重に判断したほうがよいと思われませんが、その点はいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>委員のところには、そういった声が届いているということですが、本審議会を開催する前に町環境課に聞き取りを行ったところ、三重菰野グリーンリサイクルに対する悪臭の苦情は届いていないということでありました。また、三重菰野グリーンリサイクルが年 2 回地元区長さんと意見交換を行っている際にも苦情が発生しているということはない、ということを確認しております。</p>
委員 事務局	<p>この付議に対して、この審議会でも反対ということになったら、どうなるのですか。</p> <p>一般廃棄物処理施設の敷地の位置について町都市計画審議会の答申を得られないということになれば、建築基準法第 51 条ただし書き許可が受けられなくなります。そうなりますと、施設へ一般廃棄物の受け入れができなくなります。</p>
委員	<p>冒頭に町長が概ね問題ない、と言われましたが、現実には建築基準法の許可を受けられないまま事業を行っていたわけであります。忘れていた、とかではなく許可がなかった、これを概ね問題ないとはどうことでしょうか。</p>
事務局	<p>議案書⑥に記載しましたとおり、一般廃棄物処理施設の敷地の位置の許可を得る建</p>

	<p>建築基準法第 51 条ただし書き許可については失念されていましたが、平成 17 年 8 月 3 日に一般廃棄物処理施設設置許可、平成 20 年 3 月 3 日に一般廃棄物処理施設変更許可をそれぞれ三重県から受けています。また、産業廃棄物処理施設の位置についても許可を受けておりますし、産業廃棄物処理施設の敷地の位置については、現在は政令で定める規模未満となっておりますので、許可不要であります。</p>
<p>委員</p>	<p>2 点お伺いします。1 点目は、毎秒 5 メートル以上の強風時には作業を中止していると思いますが、一般的には強風注意報で毎秒 13 メートルであり、今でも菰野町の風速というものは NHK のデータ放送などで簡単に確認することができるのですが、5 メートルという数値は簡単に出てくる数値であると思われるので、現実に即しているのかということです。もう 1 点は⑤搬出搬入路の妥当性です。午前 8 時から午後 5 時まで 1 名の作業員が適切な誘導にあたる、とあります。私は何度も利用させていただいたことがあるのですが、1 度も見かけたことがないので、これも現実に即しているのかということです。</p>
<p>事務局</p>	<p>1 点目の強風時の件ですが、敷地外周に設置した高さ 3 メートルの壁で風を軽減しており、その軽減された場内で毎秒 5 メートル以上の強風が吹けば作業を中止するというのを事業者から確認をしております。2 点目の搬出搬入路ですが、搬入する車列が続き、岡 34 号線から国道 306 号線に影響がある場合に誘導を行っているということでもあります。</p>
<p>委員</p>	<p>⑤搬出搬入路ですが、国道 306 号線は通学路に指定されていないとあります。奥郷の学生さんは通学に通っていると思われるのですが、通学路ではないのでしょうか。それと、敷地内は緑化されていないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>1 点目の通学路の件ですが、教育委員会に確認しましたところ、小学生、中学生とも国道 306 号線は通学路に指定されておられません。2 点目の場内の緑化でございますが、図面のとおり、緑化はされていません。また、今回の申請についても緑化の義務付けがなされているものではありません。</p>
<p>事務局</p>	<p>通学路の件ですが、教育委員会の方で、小学校、中学校共に通学路を指定しています。生徒が通ればそこが通学路というわけでもなく、かといって法令違反というわけでもありません。現状では国道 306 号を通学路として指定していないという事についてはご理解いただきたいと思えます。</p>
<p>委員</p>	<p>現状では施設の入替えなので開発行為はないとのことで理解ができるのですが、平成 17 年の創業当時に建築基準法第 51 条ただし書き許可を取っていないということで、都市計画法第 29 条開発許可も受けていないと考えられます。県の建築開発課は別に支障はないという回答でしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>当初の段階でも都市計画法で開発行為として定義される建築物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更が平成 17 年当初からなかったということ、三重県県土整備部建築開発課が確認しております。つまり、当初から切り盛りがなかったということでございます。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>事業者が許可を受けたものについて、もう一度教えていただきたいです。 廃棄物処理施設の敷地の位置、廃棄物処理施設設置、廃棄物処分業の許可の 3 つがあり、それぞれ一般廃棄物と産業廃棄物の 2 種類があるため、計 6 つであります。そ</p>

	<p>の内、一般廃棄物処理施設の敷地の位置のみ、許可を受けていない状況で、現在それについてご審議をいただいております。また、産業廃棄物処理施設の敷地の位置についても、今回破砕機の入れ替えに伴い許可が必要となることから、今後三重県都市計画審議会でも敷地の位置についてご審議をいただくことになっております。</p>
委員	<p>四日市都市計画区域内ということから、四日市都市計画区域の審議会の議を経る必要はありませんか。</p>
事務局	<p>一般廃棄物処理施設の敷地の位置については市町村の都市計画審議会の議を経る必要があることから、本案件につきましては本審議会でも審議いただくのみであります。</p>
委員	<p>現状は 87 t ということでありますが、今回の許可はこの元の機械の許可ということではよろしいのでしょうか。</p>
事務局	<p>現在の機械の処理能力は 87 t ですが、今回の許可はこの破砕機を入れ替えるということで、入れ替え後の 141.32 t の破砕機の施設の敷地の位置ということになります。一般廃棄物処理施設の敷地の位置については 5 t 以上の処理能力の場合許可が必要になるということですが、入れ替えを前提とした申請となりますので、入れ替え後の処理能力である 141.32 t で申請が行われております。</p>
委員	<p>6 つの許可というものをもう一度説明していただけませんか。</p>
事務局	<p>廃棄物処理施設の敷地の位置、廃棄物処理施設設置、廃棄物処分業の許可の 3 つがあり、それぞれ一般廃棄物と産業廃棄物の 2 種類があるため、計 6 つであります。その内、一般廃棄物処理施設の敷地の位置のみ、許可を受けていない状況で、現在それについてご審議をいただいております。</p>
委員	<p>三重菰野グリーンリサイクルが手続きを失念したと説明がありましたが、建築主事がいる三重県や、窓口となっている菰野町がきちんと教えてあげるべきではなかったのでしょうか。</p>
事務局	<p>当初に事業者から相談を受けた際には町と県の建築担当者が現地を確認しております。その後、計画等も変更になり、事業者が許可申請を失念してしまったということではございます。行政が全く指導をしていなかったということではございませんが、結果として事業者側からみればそのように言われてもやむを得ない状況でございます。</p>
委員	<p>平成 17 年から現在まで 10 数年建築基準法違反の状態であった、ということですが、やってしまったということは、しょうがないことではあります。しかし三重菰野グリーンリサイクルが全部が全部悪いというのは、かわいそうなことだと思います。今後こういったことが起きないように取り組みを考えてみえることがあれば教えていただきたいです。</p>
事務局	<p>違反建築物については特定行政庁である三重県が定期的に巡回をして確認しており、必要に応じて町職員も随行しております。</p>
委員	<p>今回のグリーンリサイクルのような大きな施設というのは一般の住宅ではなく、とても目立つ施設であり、なぜ今まで気づかなかったのか、ということでもあります。見落としがあったということですね。その点はどのような認識でしょうか。</p>
事務局	<p>三重菰野グリーンリサイクルについては、敷地内に何棟か建築物がありますが、すべて建築確認済みであります。また、現在の破砕機も建築基準法で定める工作物に当たりますことから、建築確認済みであります。その時点で建築基準法の他の手続きに</p>

委員	<p>ついて必要かどうか町や県が調べるということは反省すべき点であります。</p> <p>これについては、今後このようなことがないように、十分注意していただきたいと思います。</p>
事務局	<p>今後は二重、三重の確認体制でこのようなことが無いようにしたいと考えております。</p>
委員	<p>行政指導が行われたとありますが、どのような内容でしょうか。また、今回 141.32 t について議論しているというのは判るのですが、現状 87 t の方が違法状態でありますので、その是正についてはどのような行政指導が行われたのか併せて教えていただきたいです。</p>
事務局	<p>三重県から三重菰野グリーンリサイクルに対して2点行政指導を行われております。1つは一般廃棄物処理施設の敷地の位置の許可を受けていないということから、許可を受けるまで一般廃棄物の受け入れの自粛をしていただきたいことです。もう1つは一般廃棄物処理施設の敷地の位置について、建築基準法第51条ただし書き許可を早急に取りようにということです。一般廃棄物の受け入れの自粛は既になされております。また、本審議会の開催につきましても、三重県に対し建築基準法第51条ただし書き許可の申請がなされたことにより行われたものであります。以上のことから、すでに三重県からの行政指導については申請者で対応していただいているという認識でございます。</p>
委員	<p>自粛ということは、全く受け入れていないということでしょうか。</p>
事務局	<p>三重県から一般廃棄物については受け入れを自粛してほしいという指導であります。少なくとも今週から自粛いたしております。</p>
委員	<p>違反が発覚してから、今週になってやっと受け入れをしなかった、また悪意がなかったから問題がないのだ、というのではなく、今後他でもこのようなことが発生したときに役場としてしっかり指導していかなければならないと思います。町もしっかりとしていただきたいと思います。以上です。</p>
会長	<p>他によろしいでしょうか。それでは他にございませんので、お諮りをしたいと思います。一般廃棄物処理施設の敷地の位置について、原案を可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会長	<p>ありがとうございました。全員の挙手をいただきましたので、原案どおり可決することとしました。</p> <p>ただ今より、答申書を作成しますので10分程休憩とします。</p> <p><休憩></p>
会長	<p>再開します。委員の皆様には、答申書のコピーを配付させていただきましたので、ご確認をお願いいたします。それでは、当審議会に付議されました案件について町長に答申書をお渡しします。</p> <p><会長から町長へ答申書を手渡す></p>
会長	<p>これをもちまして、菰野町都市計画審議会を終了します。委員の皆様におかれましては、議事進行にご協力いただきまして有り難うございました。本日はこれにて閉会いたします。ご苦労様でございました。</p>

